

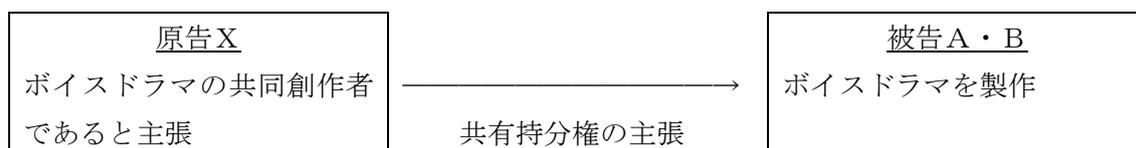
## ボイスドラマ事件

### ボイスドラマの共同著作者と認められなかった事例

東京地裁平三〇（ワ）三七八四七、ボイスドラマ事件、令三・一・二一判決  
参照条文 著作権法二条

#### 事案の概要

本件は、原告Xが、本件の各ボイスドラマはXと被告A・Bとの共同著作物であり、Xが持分2分の1の共有著作権を有するのにも、A・Bは本件の各ボイスドラマの販売による売上金928万円を全額取得した旨を主張して、A・Bに対し、上記928万円の半額に当たる464万円の連帯支払等を求めた事件である。



#### 判決の要旨

2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものを共同著作物というところ（著作権法2条1項12号）、共同著作者に当たるというためには、当該著作物の制作に際し、創作と評価されるに足りる程度の精神的活動をしている必要があるというべきである。そこで、Xにおいて本件各作品の制作に際し、かかる創作的関与が認められるか否かにつき見るに、上記1(1)イ及びウで認定したとおり、Xは、本件各作品の制作を企図した被告Aから、制作への協力を依頼され、台詞を読み上げる声優の候補者を数人紹介し、被告Aが制作したシナリオや指示に沿う形で、効果音の収録や編集の作業を担当したにとどまっているものであり、これらのXの関与の性質・内容に照らせば、ボイスドラマであるという本件各作品の性質に照らしてもなお、Xが、本件各作品の制作に際し、創作行為を行ったものとみることが困難というほかない。そうすると、本件各作品の制作に際するこれらの関与について、Xが、創作と評価されるに足りる程度の精神的活動をしたものとまで認めるに足りないというべきであり、Xが本件各作品の共同著作者に当たるものとは認められない。

## 解 説

Xは、本件各作品の制作に際し、①声優を選択した点、②セリフや表現方法につきアドバイスをした点、③効果音を選択・収録した点、④全体の長さを一定時間内におさめるよう編集した点において、創作的に関与した旨を主張しましたが、裁判所は、①の点については、声優の候補者を紹介したにとどまるものであり、②の点については、その具体的内容は判然としないが、いずれにしてもアドバイスをしたにとどまるものであり、③及び④の点については、被告Aが制作したシナリオや指示に沿う形で作業を行い、被告Aのチェックを受けていたものであるとし、Xの創作的な精神活動は行われていないとしました。著作者とは著作物を創作する者をいいますが（著作権法2条1項2号）、X程度の関与では「創作する者」に当たらないと判断したのです。被告Aは、Xに対して、原則として作品1本について1万円、作品中の2作品についてはXの求めに応じて4万円、4万5000円を支払っており、Xは異議を述べなかったのに、その後Aと口論するようになってから、作品の利益請求として150万円請求するなどしたといった経緯も参酌されていると思います。